

論壇

改正された「特定支出控除制度」の検討



田口 渉 【向島】

I はじめに

平成24年度税制改正において、給与所得における「特定支出控除制度」が改正された。この改正については、平成25年分の所得税から適用される(平成24年度改正附則52)

「制度に改正されたと言えらるであろうか。そこで、本稿において、平成24年9月12日に国税庁より示された「平成25年分以後の所得税に適用される給与所得者の特定支出の控除の特例の概要等について(情報)」(以下、「情報」と表す。*)を参考として、給与所得における特定支出控除制度の実務上の留意点について整理し、検討する。

III 情報に示された「特定支出」の具体例

改正により新たに「特定支出」に加わった「資格取得費」と「勤務関連費」について、情報に示された具体例をここで整理する。

1. 資格取得費
資格取得費については、改正前は、その資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされる「弁護士・公認会計士・税理士・弁理士などの資格取得の費用」が対象外とされていたが(旧所法57の2①)が、改正により、次の金額を超える場合に、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算して給与等の収入金額から控除することが認められることとなった。(所法57の2①)

2. 図書費
図書費については、適用を受ける者の職務の遂行に直接必要な記事・専門誌であることが原則となる。新聞については、一般日刊紙、スポーツ紙、雑誌であっても、その新聞の記事の内容が適用を受ける者の職務の遂行に直接必要な内容であれば認められる。記事内容の該当性については、「企業の業種・業態、その方の職務内容等」から総合的に勘案する。

3. 衣服費
衣服費については、「背広等の勤務に必要な特定の衣服」が該当するが、原則として、その衣服の着用の義務が社内規定において定められていることが必要となる。仮に、社内規定が無い場合であっても、着用が慣行であれば認められる。しかし、例えば「背広」の場合、勤務場所以外でも着用することが考えられ、その該当性に疑問を持つ。この点について情報は、「出勤・退勤の途上や他用で着用する場合がある」として、給与等の支払者により勤務場所において背広を着用することが求められており、その背広の購入がその方の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたものである。

4. 交際費等
交際費等については、いわゆる「三要件」である①「接待等の相手方」が給与支払者の得意先・仕入先等の他職務上関係のある者であること、②「支出の目的」がその相手方である者との間の親睦等を密にして取引関係の円滑化を図るものであること、③「支出の基因となる行為の形態」が、接待等に類するものであること、を満たす支出であることが必要である。したがって、「職場における同僚との親睦会や同僚の慶弔のための支出」は該当しない。

5. その他
今回の改正は、平成25年分以後の所得税から適用される。しかし、今回加わった「図書費」「衣服費」「交際費」は年間65万円に制限されていることから、結果として給与所得控除内で収まり、今後、有効活用できるのかについての疑問もある。(*)5)

今回の改正により、どれ程の数の給与所得者が申告適用するのかわからない興味を持つところである。今後の適用件数の動向を踏まえ、実務上有効な「特定支出の適用範囲・金額」について、注視していきたい。また、この特定支出控除制度が、給与所得者の確定申告に対する意識の向上に今後繋がることに期待する。

【注記】
(*)国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kai
shaku/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/120912/index.htm
(**)改正税法のすべて(平成24年版)256頁
日本税務協会 平成24年
(***)谷口智紀「勤務必要経費等の考え方」税務弘報第60巻8号112頁 平成24年
(***)国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kai/shaku/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/871222/01.htm
(***)飯塚美幸・小池正明・平川忠雄「座談会」大綱
・法案から読み解く平成24年度税制改正の着目点
税理第55巻3号11頁 平成24年
【参考文献】
小池正明「個人所得課税と給与所得控除・退職所得課税」税理第55巻3号27頁 平成24年

II 特定支出控除制度の改正の趣旨・内容

1. 改正の趣旨
改正前の特定支出控除制度においては、給与所得控除金額が高く定められていることと、特定支出控除の対象となる支出の範囲が狭いことから、確定申告における適用件数も僅少であった。それを解消すべく、平成24年度税制改正において、①給与所得控除額の2分の1を超えた部分の金額を控除対象とする適用判定基準の見直し、②特定支出の範囲拡充として弁護士等の資格取得費と勤務必要経費が追加された。(*)2)

2. 改正の内容
金額が1500万円を超える場合：125万円
(2)特定支出の範囲の拡充
特定支出の範囲として、「弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費」(所法57の2②④)と「図書費・衣服費・交際費等の勤務必要経費」が加わった。ただし、「図書費・衣服費・交際費等の勤務必要経費」については、65万円までの支出に限定されており、無制限に認められている訳ではない。なお、給与支払者の証明が必要である。(所法57の2②⑥、所令167の3⑤⑥)

1. 適用判定基準の見直し
適用判定基準として、改正前は「給与所得控除額を超える場合」に適用することが認められていた(旧所法57の2①)が、改正により、次の金額を超える場合に、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算して給与等の収入金額から控除することが認められることとなった。(所法57の2①)

2. 適用判定基準の見直し
金額が1500万円以下である場合：その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額
②その年中の給与等の収入金額が1500万円以下である場合：その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額

1. 職務の遂行に直接必要と認められる
その支出が「特定支出控除」に該当するかどうかについては、重要な判断材料となる。重要なのは「職務の遂行に直接必要な支出であるか否か」の判断である。この判断の基準については、適用を受ける者の職种・業務形態等から総合的に判断することになる。より具体的な基準である。(*)3)

2. 社内規定の整備について
衣服費については、職務の遂行に必要であるか否かの点について、原則として社内規定に従っての支出であることが要件とされている。しかし、中小企業においては、衣服についての社内規定が整備されておらず、スーツ等の正装した衣服の着用は、業種による「慣例」や社員の個人的判断に委ねている企業も多いだろう。情報は、「慣例による着用」についても認め余地を示しているが、より明確なものとするため、社内規定の整備・見直しも必要である。

3. 給与支払者としての証明
給与支払者としては、その支出が特定支出に該当することにつき、証明をする必要がある。その様式については、個別通達(直所3・9)が示す様式に拠ることとなる。(*)4)様式としては、「給与支払者への証明依頼書」という様式となっているので、特定支出の該当性の判断は、第一的には適用を受けようとする給与受給者において判断する。しかし、給与支払者として証明する以上、その支出の実態と内容については、必ず確認・把握しておく必要がある。

3. まとめ
今回の改正は、平成25年分以後の所得税から適用される。しかし、今回加わった「図書費」「衣服費」「交際費」は年間65万円に制限されていることから、結果として給与所得控除内で収まり、今後、有効活用できるのかについての疑問もある。(*)5)

IV 実務における留意点の整理と検討

1. 職務の遂行に直接必要と認められる
その支出が「特定支出控除」に該当するかどうかについては、重要な判断材料となる。重要なのは「職務の遂行に直接必要な支出であるか否か」の判断である。この判断の基準については、適用を受ける者の職种・業務形態等から総合的に判断することになる。より具体的な基準である。(*)3)

2. 社内規定の整備について
衣服費については、職務の遂行に必要であるか否かの点について、原則として社内規定に従っての支出であることが要件とされている。しかし、中小企業においては、衣服についての社内規定が整備されておらず、スーツ等の正装した衣服の着用は、業種による「慣例」や社員の個人的判断に委ねている企業も多いだろう。情報は、「慣例による着用」についても認め余地を示しているが、より明確なものとするため、社内規定の整備・見直しも必要である。

3. 給与支払者としての証明
給与支払者としては、その支出が特定支出に該当することにつき、証明をする必要がある。その様式については、個別通達(直所3・9)が示す様式に拠ることとなる。(*)4)様式としては、「給与支払者への証明依頼書」という様式となっているので、特定支出の該当性の判断は、第一的には適用を受けようとする給与受給者において判断する。しかし、給与支払者として証明する以上、その支出の実態と内容については、必ず確認・把握しておく必要がある。

3. まとめ
今回の改正は、平成25年分以後の所得税から適用される。しかし、今回加わった「図書費」「衣服費」「交際費」は年間65万円に制限されていることから、結果として給与所得控除内で収まり、今後、有効活用できるのかについての疑問もある。(*)5)

3. まとめ
今回の改正は、平成25年分以後の所得税から適用される。しかし、今回加わった「図書費」「衣服費」「交際費」は年間65万円に制限されていることから、結果として給与所得控除内で収まり、今後、有効活用できるのかについての疑問もある。(*)5)

3. まとめ
今回の改正は、平成25年分以後の所得税から適用される。しかし、今回加わった「図書費」「衣服費」「交際費」は年間65万円に制限されていることから、結果として給与所得控除内で収まり、今後、有効活用できるのかについての疑問もある。(*)5)

3. まとめ
今回の改正は、平成25年分以後の所得税から適用される。しかし、今回加わった「図書費」「衣服費」「交際費」は年間65万円に制限されていることから、結果として給与所得控除内で収まり、今後、有効活用できるのかについての疑問もある。(*)5)

3. まとめ
今回の改正は、平成25年分以後の所得税から適用される。しかし、今回加わった「図書費」「衣服費」「交際費」は年間65万円に制限されていることから、結果として給与所得控除内で収まり、今後、有効活用できるのかについての疑問もある。(*)5)